

社会保険労務士法人 亀井労務管理事務所

一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）

職員が仕事と子育てを両立させ、職員全員が活躍できる雇用環境の整備を行う為、以下の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年2月1日 ～ 平成33年3月31日

2. 取り組み内容

（1）より働きやすい勤務制度の導入

ライフステージ等に応じて柔軟に働ける勤務制度を設ける事により、仕事と生活の調和を図りやすい環境を整備する。

- 平成31年2月～ 柔軟な勤務体系の検討
- 平成31年10月～ アンケート・ヒアリング等の実施
- 平成32年1月～ 就業規則等の改定
- 平成32年6月～ 活用実績の調査と・制度のブラッシュアップ

（2）育児休業制度や看護休暇制度等を積極的に周知し、計画期間において取得実績等を次の水準以上とする。

男性職員：育児休業もしくは子の看護休暇の取得実績が1名以上

女性職員：育児休業の取得実績が1名以上

- 平成31年3月～ 職員会議等での積極的な周知

以上